

令和8年度 IC アクセス道路・社会資本整備総合交付金事業 市道返町東西線・市道返町1号線ほか6路線建設工事に伴う

埋蔵文化財発掘調査支援業務委託 特記仕様書

1 本仕様書は、千曲市（以下、本市という）が実施する「IC アクセス道路・社会資本整備総合交付金事業 市道返町東西線・返町1号線ほか6路線建設工事に伴う埋蔵文化財発掘調査埋蔵文化財発掘調査」の支援業務（以下、本業務という）について適用する。

なお、本仕様書に定められた事項以外については、「埋蔵文化財発掘調査支援業務委託共通仕様書」、及び「記録保存を目的とする発掘調査において民間調査組織の支援導入を実施する場合の指針について（通知）」（平成28年3月29日付27教文第739号、長野県教育委員会教育長通知）に基づくものとする。

また、支援の対象となる発掘調査は、平成25年4月1日施行の「記録保存を目的とする発掘調査の標準および積算基準」（平成25年1月16日付24教文第550号、長野県教育委員会教育長通知）を基準とし、過去に本市が実施した埋蔵文化財発掘調査の成果や基本的な方針に配慮するものとする。

2 本業務の概要は、以下のとおりとする。

- (1) 業務の名称 令和8年度 IC アクセス道路・社会資本整備総合交付金事業 市道返町東西線・返町1号線ほか6路線建設工事に伴う埋蔵文化財発掘調査支援業務委託
- (2) 業務の場所 千曲市大字屋代（別紙「調査地位置図」参照）
- (3) 業務の期間 契約締結の日から令和9(2027)年3月26日まで
- (4) 業務の内容 埋蔵文化財発掘調査の総合支援業務
 - ① 業務管理作業 作業管理、安全管理、労務管理 等
 - ② 機械稼働作業 表土掘削、遺構検出面までの漉き取り掘削、排土の運搬・仮置き・整形、排土の埋め戻し・転圧 等
 - ③ 人力発掘作業 発掘作業員による遺構面検出、遺構及び試掘坑・排水溝等の掘削、調査区壁面削り、排土運搬・整地、出土遺物取り上げ、脆弱遺物の応急措置、排水処理、調査区内及びその周辺の環境整備 等
 - ④ 写真撮影作業 調査区及び各遺構の全景・近景・微細、遺構・遺物の検出状況写真、垂直・俯瞰等空中写真、測量用写真、作業風景 等
 - ⑤ 測量実測作業 基準点測量、遺構測量（遺構平面・断面、遺物単点、一部3D測量を含む） 等
 - ⑥ 現場公開作業 現場説明会の準備・運営支援 等

3 本業務を行う遺跡の概要は、以下のとおりとする。

- (1) 遺跡の名称 更埴条里水田址（こうしょくじょうりすでんし） 遺跡番号：29
- (2) 遺跡の種別 水田跡他
- (3) 遺跡の時代 弥生時代～中世
- (4) 調査面積 約2,000 m²（1次調査面のみ）
- (5) 地表面から遺構検出面までの深さ 約20 cm～60 cm
- (6) 予想される遺構 水田跡・建物跡・土坑・溝跡 など
- (7) 予想される遺物 土器・土製品・金属製品・木製品 など
- (8) 遺跡の歴史的評価
 - ① 仁和4年5月8日（888年6月20日）に発生した千曲川洪水によりもたらされた砂（以下、仁和洪水砂という）に被覆された、9世紀後半の条里水田跡（以下、平安水田という）が検出される地域であること
 - ② 平安水田の畦畔は、一辺約109m四方に区画された内部を、長辺約54m、短辺約21mに区画し、さ

らにその内部を分割している状況が認められていること

- ③ 田面には、代掻きの痕跡、足跡とみられる窪み、浮遊した粘土塊などが検出される場合があること
- ④ 畦畔内や畦畔上（付近）で灰釉陶器などの土器類が出土する場合があること。また、これらの土器を使用した祭祀（水口祭祀・農耕祭祀等）行為が、各所で行われていた可能性があること
- ⑤ 仁和洪水砂及び平安水田を掘り込む、10世紀以降の遺構が検出される場合があること
- ⑥ 平安水田下層に、9世紀後半以前の遺構が検出される場合があること

(9) 参考文献

- 更埴市教育委員会・更埴市遺跡調査会 1986『馬口遺跡』
- 更埴市教育委員会・更埴市遺跡調査会 1987『馬口遺跡Ⅱ』
- 更埴市教育委員会・更埴市遺跡調査会 1987『屋代遺跡群 北中原遺跡』
- 更埴市教育委員会・更埴市遺跡調査会 1988『馬口遺跡Ⅲ』
- 更埴市教育委員会・更埴市遺跡調査会 1988『屋代遺跡群 北中原遺跡Ⅱ』
- 更埴市教育委員会 1995『更埴条里水田址 高月地点遺跡』
- 更埴市教育委員会 1996『平成7年度 更埴市埋蔵文化財調査報告書』
- 更埴市教育委員会 1996『更埴条里水田址遺跡』
- 千曲市教育委員会 2007『更埴条里水田址 油田地点』
- 千曲市教育委員会 2007『平成17年度 千曲市埋蔵文化財調査報告書』
- 千曲市教育委員会 2012『屋代遺跡群 馬口遺跡8』
- 千曲市教育委員会 2012『屋代遺跡群 地之目遺跡2 古道遺跡2』
- 長野県教育委員会編 1968『地下に発見された更埴市条里遺構の研究』
- 長野県教育委員会・長野県埋蔵文化財センター2000『更埴条里遺跡・屋代遺跡群（含む大境遺跡・窪河原遺跡）—総論編—』上信越自動車道埋蔵文化財発掘調査報告書 28—更埴市内その7—

4 本業務の体制は、以下のとおりとする。

- (1) 委託者（調査主体者） 千曲市長
- (2) 委託担当者 本業務を委託する部署の所属長または実務担当職員
- (3) 調査責任者 埋蔵文化財発掘調査業務を所管する部署の所属長
- (4) 調査担当者 調査責任者が所属する部署の埋蔵文化財発掘調査業務担当職員
- (5) 監督職員

調査責任者が所属する部署の正規職員で、埋蔵文化財行政に対する基礎知識と考古学・歴史学等の知識を持ち、受託者が行う支援業務を適切に監理できる能力を有する者。支援業務にあたっては、発掘技術者等に直接指示を行う。なお、監督職員は調査担当者が兼ねることができる。

(6) 受託者

本市の入札参加資格を有する発掘調査組織で、長野県内に本店または支店、営業所があること。また、以下の①から③までの要件をすべて満たしていること。

- ①公益財団法人日本文化財保護協会に加盟する正会員であること
- ② 下記(7)に示す要件①から③まですべて満たす職員が、正規雇用として3名以上在籍していること
- ③ 過去5年間で、調査面積2,000㎡以上の大規模発掘調査業務（支援業務を含み、整理作業のみの業務は含まない）の契約実績があること

(7) 発掘技術者

受託者に所属する正規職員で、入札日以前3ヶ月以上の雇用関係にあり、調査担当者の指示を理解し、発掘現場の調査主任として発掘作業員等を指揮して発掘作業を円滑に遂行するための能力を有する者。発掘技術者は、以下の①から③までの要件をすべて満たし、発掘技術者履歴書（様式第2号）に各要件を証する資料を添付すること。

- ① 大学または大学院において、考古学またはこれに類する学問の専門知識・方法論・実技に関する学科目を履修し、卒業または修了していること
- ② 公益社団法人日本文化財保護協会『埋蔵文化財調査士』、考古調査士資格認定機構『1級考古調査士』

の、どちらかの資格を有していること

③ 発掘調査を主担当した期間（整理作業のみの期間は含まない）が、累積3年以上あること

(8) 発掘技術補助員（調査員）

受託者に所属する正規職員または臨時的に雇用する職員で、考古学・歴史学等に関する知識を有し、発掘技術者を補助する者。必須ではないが、発掘技術者と同等あるいは、これに準ずる資格を有していることが望ましい。

(9) 安全管理技術者

発掘作業にあたり安全管理を行う場合に受託者が配置する者で、労働安全衛生法及び労働基準法に基づく安全管理を行う。安全管理技術者は、土木作業技術者を兼ねることができる。また、受託者が選任した安全管理技術者について、調査担当者が適当でないと判断した場合は、受託者に交代を指示することができる。

(10) 土木作業技術者

発掘作業にあたり土木工事を行う場合に受託者が配置する者で、建設業法第26条の資格を有する1級若しくは2級の土木施工管理技師。土木作業技術者は安全管理技術者を兼ねることができる。ただし、土木作業を第三者に委託し、または請け負わせる場合は、第三者において責任者を配置する旨を調査責任者に届け出た上で、承認を得ること。また、受託者が選任した土木作業技術者について、調査担当者が適当でないと判断した場合は、受託者に交代を指示することができる。

(11) 測量作業技術者

発掘作業にあたり測量業務を行う場合に受託者が配置する者で、測量法第50条の資格を有する測量士若しくは測量法第51条の資格を有する測量士補。ただし、測量作業を第三者に委託し、または請け負わせる場合は、第三者において技術者を配置する旨を調査責任者に届け出た上で、承認を得ること。また、受託者が選任した測量作業技術者について、調査担当者が適当でないと判断した場合は、受託者に交代を指示することができる。

(12) 発掘作業員

受託者が臨時的に雇用し、発掘現場における発掘作業に従事する者。原則、発掘作業員の雇用条件はすべて同一とし、本市が設定している発掘作業員の賃金（報酬）単価以下であってはならない。

5 本業務における実施方針は、以下のとおりである。

(1) 発掘調査の目的

本市が事業計画する市道返町東西線建設工事は、その全域が周知の埋蔵文化財包蔵地となるため、工事に先立ち発掘調査を実施して記録保存を図ることを目的とする。

(2) 調査の支援体制

本業務は、上記の目的を適切かつ円滑に達成するために実施するもので、業務の遂行に際し受託者は、本仕様書と委託担当者及び調査担当者の指示に基づき実施するものとする。

(3) 各種書類の提出

受託者は、業務契約締結後速やかに委託担当者及び調査担当者と打ち合わせを行い、担当技術者選任通知書（様式第1号）、発掘技術者履歴書（様式第2号）、受託者経歴書（様式第3号）、支援業務実施計画書（様式第4号）、業務工程表（様式第5号）、その他必要書類を整え、委託者（調査主体者）に提出して承認を受けた後、調査に着手すること。

(4) 打ち合わせ等

受託者は、本業務を円滑に履行するための協議を適宜開催すること。なお、協議内容は受託者が協議記録簿（様式第7号）に取りまとめ、協議記録として提出すること。

(5) 調査記録

発掘技術者は、調査状況を適宜記録すること。調査遂行に関し、調査担当者から指示のあった事項と指示に対する措置や結果を協議記録簿（様式第7号）に取りまとめ、協議記録として提出すること。

(6) 調査内容の変更

本業務の履行中に、予定した調査面積や掘削土量、遺構の検出状況、遺物の出土量に著しい変動があった場合には、その都度打ち合わせを行い、その増減を受託者と調査担当者で協議すること。また、調査内容の変更により、契約期間や委託料（調査経費）に変動が生じる場合は、委託担当者を交えて協議すること。

(7) 業務完了届

受託者は、本業務が完了したときは下記7に掲げる成果物と共に、業務完了届（様式第8号）を委託者（調査主体者）に提出し、検査を受けること。

6 各作業において、受託者は以下の点を考慮すること。

(1) 業務管理作業

- ① 本業務の遂行にあたり関係法令や規則等を遵守し、作業管理・安全管理・労務管理等の各種管理業務を適切に行うこと
- ② 本業務が円滑に実施されるよう、発掘調査着手前に発掘作業員等を必要数雇用すること
- ③ 本業務を行う遺跡は、平安時代の水田跡（9世紀後半）と集落跡（10世紀以降）のほか、下層に古墳時代または弥生時代の水田跡や集落跡が検出されることが予想されるため、その対応を事前に想定し、十分な準備をしておくこと
- ④ 本業務遂行中に予期しない遺構・遺物が発見され、調査方針等の再検討が必要となった場合は、調査担当者と協議の上、当該時代に精通している専門家または研究者を招聘するなどして助言を求めると共に、その後の調査方針に反映させること
- ⑤ 調査地は、周囲の通行者及び通行車両の見通しを確保できるような仮囲いを行い、無人となる夜間や休日を含め、安全対策には万全を期すこと
- ⑥ 調査地に隣接する市道は、一般の通行者及び通行車両の往来を原則として制限しないため、安全対策には万全を期すこと。なお、短期・長期に関わらず、業務遂行上やむを得ず通行止め等の措置を講じなければならない場合は、調査担当者と協議の上、所轄警察署並びに本市担当部署へ届け出ると共に、事前に、当該箇所を立て看板等を設置するなどして、十分な周知期間を設けること
- ⑦ 調査地及びその周辺は、水田等の耕作地であることを考慮し、周辺用水路等の通水に影響を及ぼさないよう配慮すること
- ⑧ 発掘調査で使用した道具類は整理整頓して道具置き場等所定の場所へ収納し、発掘現場及び周辺地に放置しないこと。また、発掘現場の作業環境が良好に保てるよう配慮すること
- ⑨ 受託者に所属する職員及び受託者が臨時的に雇用した発掘作業員等に喫煙者がいる場合は、非喫煙者に影響が及ばない場所に喫煙所を設けて分煙化を図ると共に、喫煙所以外で喫煙しないよう周知・徹底させること。また、喫煙所の吸い殻や火の始末を十分に行うこと

(2) 機械稼働作業

- ① 調査前の準備を念入りに行い、調査担当者立会いの下、重機等による機械掘削の範囲を適切に設定・明示すること
- ② 重機等の機械や機材等の搬出入に際しては、発掘作業箇所周辺の道路が狭いため、適宜誘導員を配置するなど、運行には細心の注意を払うこと
- ③ 表土掘削には、重機（バックホウ）等の機械を用い、平爪バケットか法面バケットを装着すること。また、埋蔵文化財の掘削作業に熟練した運転手を確保して、細心の注意を持って安全に配慮すること
- ④ 機械掘削により発生した排土は、調査担当者が指示する場所へ運搬し、整形すること。その際、重機等の機械や作業員等が市道を通行・横断する場合は、一般の通行者や通行車両の安全確保を最優先とし、長時間占有することがないように留意すること。また、重機等の機械や作業員等が市道を通行した際に、道路上または水路・側溝等に残された土砂等の残存物は、速やかに除去・清掃すること
- ⑤ 排土の運搬・仮置き・整形作業に際しては、発掘現場の環境保全に留意すると共に、砂塵及び残土の飛散等が生じないように万全を期すこと

(3) 人力発掘作業

- ① 発掘作業員等の人力による遺構検出及び掘削作業等に適した道具を必要数用意し、調査区内及び遺

構等の掘削・精査、壁面精査、排土運搬、排水処理等を効率的に遂行すること

- ② 検出遺構の調査方針を調査担当者と適宜協議すること。また、検出結果、協議結果を記した遺構台帳を作成すること
- ③ 調査期間中、検出面や遺構、調査区壁の乾燥・凍結を防ぐため、保護シート（ブルーシートや養生シート等）で被うと共に、土嚢等を用いて保護シートが飛散しないよう留意すること。また、必要に応じて、降雨帯水や積雪などの対策のため有効な排水溝を調査区内に設け、排水ポンプを設置して調査区壁や検出面の保護に努めること。なお、排水に関しては周辺環境に配慮し、泥水をそのまま放流しないよう対策を施すこと
- ④ 土器等の遺物の取り上げに関しては、層位と位置を遺物台帳等に記録し、調査区・遺構別に仮収納して適切に保管すること
- ⑤ 金属製品や木製品等の脆弱遺物の取り上げに関しては、応急的保存処理を施し、空気中においても劣化の進行を極力抑制する方法を用いること。なお、本業務では恒久的な保存処理は予定していない
- ⑥ 理化学的分析について本業務では実施しないが、調査担当者との協議の中で、必要とされた場合のみ土壌等のサンプリングを行うこと

(4) 写真撮影作業

- ① 写真撮影には、35mmフルサイズの画像センサー（撮影有効画素数2000万画素以上、データはRaw形式及びJpeg形式）を搭載したデジタル一眼カメラを使用すること
- ② 発掘技術者は、発掘作業における掘削状況、発掘作業状況、遺構検出状況、遺物出土状況、完掘状況、土層断面及び調査区壁面における土層体積状況、その他記録保存の観点から必要と考えられる写真を撮影すること。なお、撮影に際しては写真台帳を作成すること
- ③ 遺構や調査区の全体像及びその周辺を含む景観写真等を撮影するため、ラジオコントロールヘリコプターやドローン等（以下、空撮機器という）による空中撮影を、関係法令に基づく許認可を得た上で、適宜実施すること。撮影時期・撮影範囲・撮影角度などは、調査担当者と協議の上決定すること。ただし、やむを得ず空撮機器が使用できない場合は、同程度の成果が得られる代替方法について調査担当者と協議し、承認を得た上で行うこと

(5) 測量実測作業

- ① 調査担当者の指示に従い万全の注意を払って、基準点測量（水準点測量を含む）、遺構測量（遺構図・遺物出土状況図等）、土層断面測量等の測量・実測作業を行うこと。また、図面台帳を作成すること
- ② 基準点の座標は、原則として最新の測地系座標（平面直角座標系第Ⅷ系及び日本水準原点）を用いなければならない。なお、本市が提供できる基準点座標または座標データの援用を可とする
- ③ 遺構測量は、調査区全体の平面図・断面図、検出された各遺構の平面図・断面図、検出状況、遺構内各施設の詳細図及び遺物の出土状況図等を含む
- ④ 土層断面測量は、調査区内に適宜設定した壁断面の土層図とし、分層結果に際しては事前に調査担当者の承認を得ること。また、最新の標準土色帳に基づく土層名等の注記に際しても、調査担当者との協議の上、記入すること
- ⑤ 図化作業にあたって測量データを基に、必要に応じて調査区全体図、個別遺構図、土層断面図、遺構内各施設詳細図、遺物出土状況図等を作成すること

(6) 発掘現場の撤収

- ① 共通仕様書の通りとする。ただし、埋め戻しはブルドーザ等で30cmごとに敷均し転圧を行うこと。

(7) 現場公開作業

- ① 調査責任者が本業務の期間中に発掘現場で説明会等の普及公開活動を実施する場合、事前に排水や清掃等の準備を行い、見学者の安全を確保するための通路等を整備し、発掘現場を良好な状態で公開できるよう支援すること
- ② 調査協力者や研究者、関係者、一般見学者等の訪問があった場合は、本業務に支障のない範囲で対応すること。

7 本業務の成果物は、以下のとおりとする。なお、成果物のうち、デジタルデータに関しては、セキュリティ

ディ対策が施された外付けHDD等の記録媒体に保存して納品すること。

(1) 業務管理成果物（指定形式のデジタルデータを含む） 各1部

① 工程表

- ・支援業務実施計画書に添付した業務工程表と、実際の業務工程が比較できるもの

② 作業管理資料

- ・数量報告書（面積・土量・機材・人員 等）
- ・管理区域図
- ・運転日報（バックホウ・クローラードンプ 等）
- ・協議記録簿
- ・管理写真（データはJpeg形式。着手前と完了後の対比が可能な表示とする）

③ 労務管理資料

- ・名簿、出勤簿、賃金等支払台帳 等

※提出資料は、いずれも個人名を記載したものとする。なお受託者は、個人情報保護の観点に鑑み、氏名の公開（調査報告書への記載等）に関する各個人への意向調査を実施し、氏名公開の同意・不同意を事前に確認すると共に、不同意者があった場合は、名簿に明示しておくこと

④ 安全管理資料

⑤ その他、委託者（調査主体者）が指示する成果物

(2) 発掘作業成果物（指定形式のデジタルデータを含む） 各1部

① 調査日誌

② 調査区及び各遺構の観察台帳（詳細な所見を記入すること）

③ 出土品（指定方法で収納）

④ 遺物台帳

⑤ その他、委託者（調査主体者）の指示する成果物

(3) 写真撮影成果物（指定形式のデジタルデータを含む） 各1部

① フルサイズデジタル写真データ（データはRaw形式及びJpeg形式）

② デジタル写真サムネイルプリント（紙焼き、A4サイズファイルに収納）

③ 空中撮影写真データ（データはRaw形式及びJpeg形式）

④ 測量用に撮影した写真データ

⑤ 写真撮影台帳

⑥ その他、委託者（調査主体者）が指示する成果物

(4) 測量実測成果物（指定形式のデジタルデータを含む） 各1部

① 測量成果簿

- ・基準点測量、遺構測量（観測簿・計算簿）

② 調査区全体測量図（データ形式は別途指示）

- ・調査平面図は、座標値を明記した2点以上の測量基準点または測地系座標に基づいた座標線の入った図とし、縮尺は1/100を原則とする（方位、スケールを付すこと）

③ 調査区土層断面図（データ形式は別途指示）

- ・分層、注記を記入
- ・縮尺は1/20を原則とする（スケールを付すこと）

④ 各遺構測量図（データ形式は別途指示）

- ・縮尺は1/20を原則とする（方位、スケールを付すこと）

⑤ 各遺構土層断面図（データ形式は別途指示）

- ・分層、注記を記入
- ・縮尺は1/20を原則とする（スケールを付すこと）

⑥ 遺構内施設個別詳細図（データ形式は別途指示）

- ・縮尺は1/10を原則とする（方位、スケールを付すこと）

⑦ 遺物出土状況図（データ形式は別途指示）

- ・縮尺は1/10を原則とする（方位、スケールを付すこと）
- ⑧ その他必要なドットマップ（縮尺やデータ形式は別途指示）
- ⑨ 千曲市行政地図情報（GIS）搭載用データファイル（Shape形式）
- ⑩ 図面台帳、各図面の点検・校正結果一覧表
- ⑪ その他、委託者（調査主体者）が指示する成果物

8 完了検査前の成果物使用に関する特約

受託者が本業務において記録・作成した、上記7に掲げた成果物の全部または一部を完了検査前に委託者（調査主体者）が使用する場合は、受託者の承諾を得た上で使用できるものとする。受託者は、委託者（調査主体者）から成果物使用の依頼があった場合は、特段の理由がない限り、これに応じるものとする。

9 事故発生時の措置と損害賠償及び現状復旧に係る特記事項

本業務遂行中の人身事故及び物損事故（以下、事故等という）については、次のとおりとする。

- ① 人命に関わる事故等は、その救助・救命措置を最優先とすること
- ② 受託者に所属する正規職員、受託者が臨時的に雇用した者及び選任した各技術者が事故等により被った損害は、受託者がこれを賠償すること
- ③ 事故等により、公共施設（道路・水路等）や民間施設（電柱・電線・建築物・耕作用地等）へ与えた損害は、本市担当部署並びに関係者と協議の上、受託者の責任において現状復旧すること
- ④ 受託者は、事故等（第三者に及ぼした損害も含む）が発生した時点または発生を確認した時点で、速やかに監督職員に報告すると共に、事故報告書（様式第9号）を作成し、委託者（調査主体者）に提出すること

10 以下に示す提出書類は、別紙様式を使用するものとする。なお、ここに掲げない各種提出書類または委託者（調査主体者）から提出の求めのあった書類は、任意様式とする。

- ① 担当技術者選任通知書（様式第1号）
- ② 発掘技術者履歴書（様式第2号）
- ③ 受託者経歴書（様式第3号）
- ④ 支援業務実施計画書（様式第4号）
- ⑤ 業務工程表（様式第5号）
- ⑥ 実施業務体制及び連絡体制通知書（様式第6号）
- ⑦ 協議記録簿（様式第7号）
- ⑧ 業務完了届（様式第8号）
- ⑨ 事故報告書（様式第9号）

11 その他

(1) 現場作業は調査範囲周辺の水稲終了後とし、農繁期は準備期間とする。

(2) 本仕様書に定めのない事項または本業務遂行中に疑義が生じた場合は、委託担当者及び監督職員と協議の上、その指示に従うものとする。また、受託者は、本業務遂行中に不測の事態が発生した場合には、遅滞なく監督職員に連絡を行い、その指示に従わなくてはならない。

別紙「調査地位置図」

